

ヨーロッパにおける移民・難民問題と多文化主義

蔦本文湖

苦悩する欧州

昨2015年、ヨーロッパで起きたいくつかの出来事が、日本でも大きな関心を集めました。

その最大のもの、難民問題です。9月には、ヨーロッパを目指したシリア難民の幼児が渡航中に命を落とした写真が世界に衝撃を与えました。⁽¹⁾ 徒歩や野宿でドイツをはじめとするヨーロッパ諸国へと向かう人々の映像に、事の重大さを感じられた方も多いかと思いますが、難民の積極的受け入れを表明したドイツ・メル

ケル首相への賛辞の声も連日、日本の報道をにぎわせましたが、11月にはパリで同時多発テロが起き、直後の選挙で難民受け入れに反対するフランス極右政党が大きく票を伸ばして、難民受け入れの問題に大きな影を落としたことも記憶に新しいことと思います。

押し寄せる難民の前に

幼児の死をきっかけに大きな政治的テーマとして報道されたのは9月ですが、それ以前にヨーロッパで大きな政治的課題となっていたのは、2月に債務問題に

よって生じたギリシャ危機へのEUの対応でした。しかし、その時すでに、その対応に中心的役割を担ったドイツにおいて、ギリシャ危機よりも難民問題に強い関心をもっているという世論調査が明らかになっていました。2013年ごろからシリア難民の難民申請が爆発的に増加しており、ドイツでは、難民受け入れ予定施設への放火事件も相次いでいたからです。

EUの報告書によれば、ヨーロッパ諸国において、2010年に30万人弱だった庇護申請者 (asylum seekers) が、2014年には66万2680人と倍増しています。特に、2013年からはドイツの受け入れが突出し、2014年の受け入れのうち1/3を担ったのがドイツとなっています。しかし、この2014年の年間60万人という受け入れを、実はすでにEU加盟諸国は経験していました。1992年に旧ユーゴスラビア内戦から逃れてきた人を中心に庇護申請をした人々は、当時のヨーロッパ15か国で62万人以上だったからです⁽²⁾。

ところが、それが、2015年にはドイツだけで100万人を超え⁽³⁾、今後3年間で300万人との試算も

出ており、ヨーロッパがこれまでに経験したことのない受け入れを模索しています。受け入れ人数の上限を設けるべきか、テロや犯罪をどう防いでいくのかなど、現在も議論が行われており、今後どのような新たな展開を見せていくのかは注視しなくてはならないでしょう。そのうえで、受け入れられた難民がヨーロッパ社会の中にどのように統合されていくのが、大きな関心となっていくかと思われます。

ヨーロッパ諸国での移民・難民の受け入れは、国際情勢の変化に大きく影響を受ける形で数の増減はあるものの、第二次大戦後、継続して続けられてきました。そして、移民・難民の受け入れの歴史は、ヨーロッパにおける現実の多文化社会化をもたらししています。

「異文化との交流」が日常に

2007年にEU加盟国27か国で行われた調査では、2/3の人々が日常的に自文化と異なる文化を背景とする人々との交流があるとの結果がでています⁽⁴⁾。イギリス、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ主要国では、

その人口の2割近くが移民の背景をもつ人々となっており、さらに若者世代ではより高い割合を占めるようになって⁽⁵⁾います。現実には多様な文化が存在しているという意味での多文化社会化のメリットとデメリット双方をヨーロッパは内在させており、その積み重ねの上に2015年の難民受け入れがあることが重要だといえます。

1950年代から60年代にかけて、ドイツ、フランス、イギリスなどいくつかのヨーロッパの国々では、労働力不足を補うため大量の労働移民を受け入れ、これにより新しい移民コミュニティが作られていきました。はじめは、これらの移民コミュニティは労働世代の男性によって構成されており、「ゲストワーカー」の言葉にあらわされるように、国籍や文化的背景よりもその経済的機能によって定義づけられ、一定期間の労働の後には母国へ帰るものと考えられていました。しかし、1970年代に入って労働者としての移民が制限されるようになると、帰国すれば再入国は困難であるため、定住と家族呼び寄せのプロセスが始まります。移民の

うち高い割合をイスラム人口が占めており、その後イスラム人口は、第二第三世代のヨーロッパ生まれの人々の割合が増加していくことになります。

さらに、1980年代には、庇護を求める難民として、イスラムの人々が西ヨーロッパ諸国に加えて、北ヨーロッパの国々にもやってくるようになります。はじめは、アフガニスタン、イラン、イラク、レバノンなどからでしたが、90年代にはいると旧ユーゴスラビアや旧ソ連地域からの難民が大量にヨーロッパに流入しました。⁽⁶⁾

こうした状況は、憲法にあたる基本法に庇護権として政治的迫害から人々を保護することが規定され、地理的に東ヨーロッパ地域からも近いドイツをはじめ、その他のヨーロッパ主要国においても見られました。このように、長い期間をかけてヨーロッパには移民・難民を受け入れてきた歴史があり、こうして受け入れられてきた人びとの第二第三世代が、社会を構成する一部にもなっています。ドイツに特化して言うならば、第二次大戦直後には数百万人が旧ドイツ領にあ

った故郷を追われ、また旧東ドイツ出身の人々の中にはベルリンの壁を越えて旧西ドイツへ移動した人もおり、これまでさまざまな形で受け入れとともに当事者としても難民という状況を経験してきたといえるでしょう。

そして、こうした移民・難民をどのように社会に統合していくかが、長くヨーロッパの課題となってきた。移民の社会統合のあり方は各国によってさまざまであり、フランスは文化的多様性よりも国民としての平等を重視した共和国原理 (Republican principle) に基づく同化政策 (assimilationism)、ドイツは血統主義 (Jus sanguinis) の国民概念のもと、自国を移民国と認めず移民を外国人として位置づける政策、イギリスやオランダ、北欧などは比較的多文化主義的な政策というように、各国の歴史に基づいて異なる方針がとられてきた。しかし、90年代に「多様性の中の統一」を掲げたヨーロッパの統合が進展していく中で、これまでに多くの移民や難民を受け入れてきたヨーロッパは、文化的多様性をもった多文化社会であるとの認識が広が

っていきます。

社会統合への模索

この多文化社会となったヨーロッパを前提にして、移民の社会統合をどのように行うべきかが、活発に議論されていくようになりました。その最も大きな議論が、多文化主義の是非です。この「多文化」という言葉ですが、「移民を受け入れた結果、多様化した社会」と「多様化した社会を管理するために必要な政策」の双方を意味することが非常に重要です。実際、90年代後半には、リベラル左派を中心とする多文化主義の擁護派はもちろん保守派を中心とする批判派も、大量の移民がヨーロッパ社会の多様性を高め、変化させてきたこと、すなわち現実としてヨーロッパが多文化社会であることを認めています。そのうえで、この現実に対してどのような政策をとるべきかが、争われているのです。一方、ヨーロッパで台頭しつつある極右政党は、こうした現実として文化的に多様な状況自体を否定し、移民の排除や難民の受け入れ拒否を主張してい

るといえます。このように、社会の状態とその状態への対処法を意味する二つが多文化主義という概念で一緒にされてきたことが、移民の社会統合を進めていくための議論を大きく制約してきたとの指摘があります。⁽⁸⁾

そこで次に、主要なヨーロッパ各国における多文化をめぐる論争を紹介し、ヨーロッパが多文化社会化によって何を、どのような葛藤を抱えているのかを考えていきたいと思います。

多文化主義も同化政策も「分断」をもたらした

2010年10月、「多文化社会の試みは失敗した」とドイツ・メルケル首相が発言し、ヨーロッパに波紋が広がりました。2000年以降、ドイツは移民国としての統合政策を打ち出し、二重国籍の容認や移民法を制定し移民のドイツ語習得を進めるなど、それまでの方針を大きく転換しました。こうした新たな統合政策が進められていく中でこの発言について気をつけなくてはいけないのは、先ほど整理したように、多文化主義や多文化社会が語られるとき、「現実」としての多

文化と「政策」としての多文化があるということです。すなわち、メルケル首相の発言は、ドイツが移民によって多様な文化の存在する社会であることを否定するものではなく、政策としての多文化主義が文化の尊重の名のもとに文化的民族的コミュニティの社会からの孤立を生んでしまっていること、また保守派と左派という対立する二つのイデオロギーの論争の道具に陥ってしまっていることへの批判であるということです。ただし、そもそもドイツでは国家として公式に多文化主義政策がとられたことはありません。⁽⁹⁾ 血統主義の国民概念のもと、現実には移民である人々をあくまで将来帰国する外国人と捉え続け、社会への統合に消極的だった連邦政府の一方で、ベルリンやフランクフルトなど高い外国人比率を抱えた都市部を中心に、多文化主義的な対応がとられ、その経験をもとに連邦レベルでの政策への批判的対抗策として、多文化主義が唱えられてきたという経緯があります。

イギリスでも同様に、2011年2月、デーヴィッド・キャメロン首相が「国としての多文化主義は失敗

した」と発言しました。90年代後半まで保守党の政権下、多文化主義的な発言は左派陣営の中でのみ主張されるに留まっていたイギリスですが、労働党政権の発足以降、政府の政策や発言は多文化主義の影響を受けてきました。また、それ以前より、都市部で頻発した移民の暴動を契機として、特定の移民組織やコミュニティの利益を代弁する指導者を指名してマイノリティを政治プロセスに取り込む戦略が用いられていました。しかしこのような多文化主義的政策は、どの組織にも属さない人々を排除し、また組織同士の利害をめぐる対立をもたらし、社会の亀裂を深めてしまったといわれています。⁽¹⁰⁾

一方、フランスが移民にも適用してきた国民統合のモデルは、属性や所属に関係なく抽象的個人として人々を平等に扱うという共和国原理、法の下での平等、普遍主義などと呼ばれてきたもので、文化的多様性に配慮しない同化主義政策と考えられています。公共空間では非宗教性が守られるべきというのも、こうした原理に基づいたものといえます。⁽¹¹⁾このように、フランス政

府は原則として多文化主義的アプローチを拒絶してきましたが、現実には、北アフリカ移民とその第二第三世代を完全な市民として受け入れるのではなく、イスラム教徒の同質的コミュニティとして扱い、社会の分裂を招いていることが指摘されています。⁽¹²⁾

イギリスやドイツにおける多文化主義政策は、分裂した社会とその原因を作り出したといえますが、フランスでの同化政策もまた同じ結果をもたらしています。⁽¹³⁾このように、多文化主義を否定する発言が相次いだ背景には、移民によるヨーロッパ社会の文化的多様化が、社会の活力となる一方、社会の分裂をもたらし、ことへの危機感が年々高まっていることにあるといえるでしょう。多文化主義はその処方箋にならないばかりか、むしろ社会の分裂を強める結果をもたらすとの危惧があるのです。

このような社会の分裂は、移民による運動や要求によって以前より示されてきましたが、2000年代以降、イスラムに関わるものとして問題化されていく傾向が強まっています。外国人労働者募集期に見られ

たものは、職場での差別、強制送還、警察での扱いなどに抗議する運動やストライキであり、文化や宗教に基づく要求ではありませんでした。現在でも、移民の運動や要求にあつては、雇用など社会的平等が訴えられこそすれ、イスラム固有の信仰・礼拝に関する要求はほとんど示されないとの指摘もあります。⁽¹⁴⁾

その一方、1989年にフランスではいわゆるスカーフ問題、公立学校でイスラムの宗教的シンボルであるスカーフを着用していた女子生徒を登校禁止にする措置がとられたことをめぐって世論を二分するという事件がおきました。このスカーフ問題は、その後フランスだけでなくヨーロッパ各地でも見られるようになり
ます。

イスラモフォビアの台頭

そして、2001年の9・11テロ以降、ヨーロッパ社会ではイスラモフォビア (Islamophobia) と呼ばれるようにイスラムへのまなざしが厳しくなり、両方向の懷疑・恐れが社会の分裂をいっそう強める結果となつて

いきました。そのような社会情勢の中で、2004年2月、公立学校内で宗教的シンボルの着用を禁止する法律、いわゆるスカーフ禁止法がフランスで成立します。⁽¹⁵⁾ このことは、スカーフがフランスにおける移民の象徴であり、郊外での暴動を連想させる社会不安の象徴としても認識されていることを意味しています。そして、フランス社会の側が彼らを排除しているという責任は問われず、逆に、宗教問題が前面に出されることにより、政治的・経済的課題としての移民問題が背景に退いてしまう危険性をはらんだものでした。平等な個人に基づく市民形成という目標を介在させることで文化の相互変容という方向に向かうのではなく、共和国原理と衝突する移民の姿を強調する結果になり、移民の排除や社会の分裂を強める結果になったといえるのです。⁽¹⁶⁾

ドイツでも、1995年に同様のスカーフ問題が起きました。2006年には新たなスカーフ問題が起き、移民の第二第三世代が孤立化している状況の中で、アイデンティティをイスラム文化に求めようとする動

きの現れではないかと言われました。しかし、ここでもフランスの議論に基づくような形で、私的空間と公的空間の問題が議論されるものの、スカーフを若い世代が身に着けようとする⁽¹⁷⁾ことと社会的分裂状況との関連性という本質的な議論はなされなかったのです。

2004年3月と2005年7月にはマドリッドとロンドンでテロ事件、2004年11月にはオランダでテオ・ヴァン・ゴッホ殺人事件、2005年10月から11にかけてのパリ郊外での若者による騒乱、2006年2月にはムハンマド風刺画事件など、「イスラム」が関わるものとして世界を揺るがせた一連の事件が続いていきました⁽¹⁸⁾。また、ドイツでは2006年3月、

移民の背景をもつ生徒の割合が80%を超えているベルリンのある基幹学校 (Hauptschule) で、生徒同士や教師への暴力が横行し教師全員が廃校を要請する事態となり、学校教育現場の荒廃や移民の生徒の著しく低い学力も問題となっています⁽¹⁹⁾。

こうした出来事の背景にあるのは、社会的に統合されず、排除されている移民の存在であり、多文化社会

の名のもとに進んできた社会の分裂という現実ですが、こうした現実が「イスラムの脅威」にすりかえられ、さらに分裂を深める結果になってしまっています。

先ほどのメルケル首相やキャメロン首相の発言は、多文化主義はこうした社会の分裂を強めこそすれ解決する手段にはなりえないとの認識に基づいているといえるでしょう。さらに、現在、難民の受け入れをめぐるフランスの国民戦線をはじめとする極右勢力の支持の上昇、ドイツでの度重なる難民受け入れ施設への放火、ヨーロッパ内での難民受け入れをめぐる対立が起きる中、多様性の尊重さえも危機に陥っているといえます。

このように多文化主義への不信が広がる中で、文化的多様性を認めた上で、どのような政策をとるべきなのか模索されています。2000年以降、統合を前面に押し出してきたドイツでは、ドイツ語の習得やドイツの価値観の受け入れを重視するようになっていきます。またフランスでは、政治家はフランス全体に共通するアイデンティティを強調しています。

こうした動きがヨーロッパ的価値観の受け入れを強いるものとの批判があるものの、ヨーロッパを分裂した社会ではなく、文化的多様性の中で統合された社会としていくための共通の基盤となるのは何かが、模索されているといえるでしょう。

「文化間対話」の試み

その模索の動きの中で注目したいのが、文化間対話 (intercultural dialogue) の試みです。文化間対話は、9・11テロ以降、多文化主義や同化主義に代わる新しいアプローチとして、EUや欧州審議会 (Council of Europe) などで採用されてきています。

ヨーロッパにおける文化間対話とは、異なる文化が独立し自己完結したままである多元的社會という概念を含む「多文化主義」に代わるものであり、EUの「多様性の中の統一」のコンセプトを確かにするものと位置づけられています。多文化の「マルチ (multi)」が異なる部分の相互の結びつきに言及することのない多様性を意味するのに対して、文化間の「インター (inter)」

は結びつきに焦点を当てたものです。また、「対話」は平和や連帯というEU創設の理念を喚起するものであるといえます。⁽²⁰⁾

EUは2008年をヨーロッパ文化間対話年 (European Year of Intercultural Dialogue 2008) とし、欧州委員会教育文化総局 (European Commission DG: Directorate-General Education and Culture) を中心に、さまざまな事業を展開してきました。⁽²¹⁾ 文化間対話についての議論を顕在化させ注目を集めることを目的とし、文化的多様性や文化間対話、EUの共通の価値に基づいたヨーロッパ・シティズンシップの重視のもと、若者を対象にしたものを中心に事業が実施されました。催しとしての文化事業に加えて、文化間対話に関する議論の機会が設けられたこと、欧州審議会との共同事業でインターカルチュラル・シティ・プログラムが実施され、現在99都市に拡大して文化間対話に基づく都市政策の実施が継続していること、1000以上の市民団体がパートナーとなつてさまざまな企画が行われたことが特徴的です。こうした取り組みにより文化間対話に対する一般の人々

の関心が高まり、継続的な事業の実施にも結びついていきました。この文化間対話年の公式オープニングの際の宣言では、「異なる文化集団が分断されたままの多文化社会から、すべてのコミュニティが有意義な相互作用に携わる文化間社会に変化⁽²²⁾」することの重要性が述べられており、文化間対話が社会の結合をもたらすことが重視されていることがわかります。こうしたEUの取り組みからは、議論の結論を出すことよりも対話の場を共有することを重視するという文化間対話の方向性がうかがえます。⁽²³⁾

また、1949年に設立された国際機関である欧州審議会は、ヨーロッパ地域での社会文化分野での活動を展開してきた組織⁽²⁴⁾ですが、2005年に第三回加盟国首脳サミット (the Third Summit of the Heads of State and Government) で、宗教の領域も含む文化間対話を、認識、理解、調和、寛容の促進、対立の防止、統合の確立、社会の結合の手段とすることが確認されました。その背景には、多様性が増加するヨーロッパ社会で、従来のアプローチが文化的多様性をマネージメントする上

で、もはや不十分となっていることが挙げられています。最近まで望ましいとされてきた多文化主義的アプローチや、より古い同化主義への回帰もまた適切なものではなく、包摂的社会の達成のためには新しいアプローチが必要であり、文化間対話はそのルートとなるとされているのです。⁽²⁵⁾

「対等の立場で」話し合う

ドイツでは、2006年7月から年1回、統合サミットが開催されています。このサミットは、メルケル首相を中心に、連邦政府、州政府、自治体、移民団体、教会、社会団体の代表で構成され、対等な立場で話し合うという画期的なものでした。その一方、イスラム団体は宗派や傾向が異なるばかりでなく、出身国の違いにも基づいた多数の組織が存在し、それらをまとめることは不可能であり、それらを束ねる頂上組織も存在しません。性格や規模が違うだけでなく、互いに対立すらはらんでいるのが現実です。しかし、首相をはじめ社会の指導的立場の人々が移民の代表と対等な立

場で一堂に会したという事実が重要であり、サミットの成果として、移民問題について移民抜きで政治が語る時代は過ぎ去り、移民とともに語る時代が到来したとの評価を受けています。⁽²⁶⁾メルケル首相が「密度の高い対話への幕開け」と述べたように、文化間対話が社会と移民とを結びつけ、社会の統合に大きな役割を果たすことが期待されているのです。

移民の統合において理想的な政策は、「多文化主義の多様性を受容する側面と、同化主義の誰でも市民として扱う側面を結合させることだ」⁽²⁷⁾との指摘もあります。文化間対話がこの二つの側面を結合させる可能性をもっているといえるのではないのでしょうか。

「関係性の網」の理念

東洋哲学研究所創立者の池田SGI（創価学会インタナショナル）会長は、本年1月に発表されたSGI提言⁽²⁸⁾で、排他主義や扇動に押し流されない社会を築くために必要な土台は、「一対一の対話」を通して自分の意識から抜け落ちているものに気づくことであるとしまし

た。また、異なる民族や宗教に対する認識も、難民の人々に対するまなざしも、迂遠なようでも一対一の対話を通して変化し、対話によって培われた友情と信頼の積み重ねによって、課題の解決のために行動する民衆の連帯の礎が作られるとの確信を述べています。また、この世のすべての存在や出来事は、分かちがたい「関係性の網」で結びついているとの仏法理念を紹介し、「自分だけの幸福もなく、他人だけの不幸もない」との地平を開いていくことの重要性が主張されましたが、この「関係性の網」の思想こそが、異なる文化をもつ人々を結び付ける文化間対話の共通の基盤となる可能性をもっているのではないのでしょうか。

多文化主義への批判を通して示されたものも、2015年の難民受け入れによって突き付けられたものも、ヨーロッパ社会の分裂状況に対する危機感であるといえます。この分裂状況を打開し目指すものは、多様性の尊重と社会的な結びつきの醸成であり、人間の尊厳に裏打ちされた平等や正義の実現です。ヨーロッパでの文化間対話の取り組みが、これらの実現にどう寄与

していくのか、今後も注視していきたいと思います。

注

- (1) 『朝日新聞』 2015年9月4日付第11面。
- (2) European Asylum Support Office, *Annual Report on the Situation of Asylum in the European Union 2014*, 2015, pp.13-17.
- (3) 『朝日新聞』 2016年1月11日付第2面。
- (4) EC, *Flash Eurobarometer 217 – Intercultural dialogue in Europe: Analytical Report*, 2007, p.4.
- (5) Richard Alba and Nancy Foner, “Comparing Immigrant Integration in North America and Western Europe: How Much Do the Grand Narratives Tell Us?”, *IMR*, Vol.48, No.S1, 2014, p.265.
- (6) EUMC, *Perceptions of Discrimination and Islamophobia – Voices from Members of Muslim Communities in the European Union*, 2006, p.12.
- (7) ケナン・マリク「解体したヨーロッパ市民社会——多文化主義と同化政策はなぜ失敗したか」『フォーリン・アフェアズ・リポート』2015年4月号 (Kenan Malik, “The Failure of Multiculturalism: Community Versus Society in Europe”, *Foreign Affairs*, <https://www.foreignaffairs.com/articles/western-europe/failure-multiculturalism>, 2016.1.16閲覧) p.23
- (8) ケナン・マリク、同論文。
- (9) ジェームズ・アンジェロス「ドイツ社会とイスラム系移民——社会的統合に苦悶する移民たち」『フォーリン・アフェアズ・リポート』2012年1月号、45頁。
- (10) マリク、前掲論文、26～28頁。
- (11) 宮島喬「移民の社会的統合とフランス的平等と——なぜ今危機なのか」『UP』第38巻8号、2009年、58頁。
- (12) マリク、前掲論文、32頁。
- (13) マリク、同論文。
- (14) 宮島喬、前掲論文、57頁。
- (15) 宮島喬「移民政策と、イスラム問題」の構築——グローバルゼーションとフランス」『社会学研究』第89号、2011年、14頁。
- (16) 池田賢市「フランスの移民教育政策の変遷と特徴——共和国原理の問い直しへ——」『フランス教育学会紀要』第27号、2015年、16頁。
- (17) 近藤潤三「移民国としてのドイツ…社会統合と平行社会のゆくえ」木鐸社、2007年、285～297頁。
- (18) 佐藤裕子「ドイツの移民テストと主導文化…多文化主義からの離脱」『関西大学人権問題研究室紀要』第55号、2007年、14頁。
- (19) 近藤潤三、前掲書、171～177頁。
- (20) Sara Silvestri, “Islam and the EU: The merits and risks of Inter-Cultural Dialogue”, *Policy Brief*, European Policy Centre, 2007.

- (21) European Commission, *Intercultural Dialogue — support through EU programmes*, 2008.
- (22) 中村美帆「『文化間対話のヨーロッパ年』(2008)の理念と実践…EU文化政策の事例研究として」『イニターカルチュラル』第9号、2011年、78頁。
- (23) 中村美帆、前掲論文、81頁。
- (24) 吉谷武志「ヨーロッパにおける異文化間トレーニングの追究——多文化社会状況への対応」『異文化間教育』第15号、2001年、14-15頁。
- (25) Council of Europe, CM Documents, *White paper on Intercultural Dialogue*, 118th session of the Committee of Ministers, Strasbourg, 7, May, 2008.
- (26) 近藤潤三、前掲書、185-195頁。
- (27) ケナン・マリク、前掲論文、34頁。
- (28) 池田大作「第41回『SGIの日』記念提言『万人の尊厳 平和への大道』」『聖教新聞』2016年1月26日付。

〈参考文献〉

- Alba, Richard and Nancy Foner (2014) “Comparing Immigrant Integration in North America and Western Europe: How Much Do the Grand Narratives Tell Us?”, *IMR*, Vol.48, No.51, pp.263-291.

- Council of Europe (2008) *White paper on Intercultural Dialogue*, 118th session of the Committee of Ministers, Strasbourg, 7, May, 2008.
- Council of Europe (2015) *Recommendation CM/Rec (2015)1 of the Committee of Ministers to member States on intercultural integration*.
- EUMC (2006) *Perceptions of Discrimination and Islamophobia — Voices from Members of Muslim Communities in the European Union*.
- European Asylum Support Office (2015) *Annual Report on the Situation of Asylum in the European Union 2014*.
- European Commission (2002) *Le Magazine: Education and Culture in Europe*, Issue 16.
- European Commission (2007) *Flash Eurobarometer 217 — Intercultural dialogue in Europe: Analytical Report*.
- European Commission (2008) *Intercultural Dialogue — support through EU programmes*.
- Hollifield, James F. (2004) “The Emerging Migration State,” *IMR*, Vol.38, No.3, pp.885-912.
- Malik, Jamal (2006) *Inter-Religious Dialogue: Briefing Paper*, European Parliament.
- Malik, Kenan (2016) “The Failure of Multiculturalism: Community Versus Society in Europe”, *Foreign Affairs*, <http://www.foreignaffairs.com/articles/western-europe/failure-multiculturalism>, 2019年1月16日閲覧(＝ケナン・

マリク (2015) 「解体したヨーロッパ市民社会——

多文化主義と同化政策はなぜ失敗したか」『フォーリン・アフェアズ・レポート』2015年4月号、21-34頁。

Silvestri, Sara (2007) "Islam and the EU: The merits and risks of Inter-Cultural Dialogue", *Policy Brief, European Policy Centre*.

『朝日新聞』2015年9月4日付第11面。

『朝日新聞』2016年1月11日付第2面。

アンジェロス、ジェームズ (2012) 「ドイツ社会とイスラム系移民——社会的統合に苦悶する移民たち」『フーリン・アフェアズ・レポート』2012年1月号、43-47頁。

池田賢市 (2015) 「フランスの移民教育政策の変遷と特徴——共和国原理の問い直しへ——」『フランス教育学会紀要』第27号、9-18頁。

池田大作「第41回『SGIの日』記念提言『万人の尊厳 平和への大道』」『聖教新聞』2016年1月26日付。

伊藤るり (2013) 「EUの重層化する移民空間と共通移民政策…フランスのサンパビエを参照点として」『歴史地理教育』第811号、27-32頁。

近藤潤三 (2007) 「移民国としてのドイツ…社会統合と平行社会のゆくえ」木鐸社。

佐藤裕子 (2007) 「ドイツの移民テストと主導文化…多文化主義からの離脱」『関西大学人権問題研究室紀要』

第55号、1-17頁。

土谷岳史 (2011) 「EUにおける文化間対話とデモクラシー」『インターカルチュラル』第9号、50-67頁。

中村美帆 (2011) 「文化間対話のヨーロッパ年」(2008) の理念と実践…EU文化政策の事例研究として」『インターカルチュラル』第9号、68-83頁。

ベアコ、ジャン・クロード (2015) 「国際交流セミナーから ヨーロッパの移民からフランスの移民まで…多元的社会と多元的アイデンティティをめざして」『人環フォーラム』第34号、42-47頁。

宮島喬 (2009) 「移民の社会的統合とフランス的平等と——なぜ今危機なのか」『UP』第38巻8号、54-59頁。

宮島喬 (2011) 「移民政策とイスラーム問題」の構築——グローバルゼーションとフランス」『社会学研究』第89号、5-23頁。

吉谷武志 (2001) 「ヨーロッパにおける異文化間トレンスの追究——多文化社会状況への対応」『異文化間教育』第15号、14-30頁。

(つたき ふみこ／東洋哲学研究所委嘱研究員)